

「緑の募金」税制上の優遇措置について

公益社団法人北海道森と緑の会への寄附は、その全額を公益目的事業に使うため、「特定公益増進法人」として、税制上の優遇措置の対象になります(法人税、所得税、個人住民税)。

法人の場合	法人税	ア 特別損金算入限度額(特定公益増進法人への寄附) $[\text{資本金等の金額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%] \div 2$ イ 一般寄附金の算入限度額 $[\text{資本金の金額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%] \div 2$ アとイの限度額(合計額)までの寄附金額の損金算入が可能となります。
	所得税	$[\text{寄附金額(総所得金額の40\%を上限)} - 2,000\text{円}] \times 40\%$ までの税額控除(所得税額の25\%が上限)が可能となります。
個人の場合	個人住民税	$[\text{寄附金額(総所得金額の30\%を上限)} - 2,000\text{円}] \times [4\%(\text{道民税}) + 6\%(\text{市町村民税})]$ までの税額控除が可能となります。

※個人住民税については、都道府県及び市町村が条例で指定している寄附金が控除の対象になります。北海道及び札幌市は、当会に対する寄附金を条例指定しております。その他の市町村につきましては、個別に確認をしてください。

「緑の募金」はこのように使われました

■平成25年度の緑の募金使途

皆様の想いと心のこもった貴重な募金は、生活環境の緑化や森林整備、緑化思想の普及啓発などの事業を中心に、大切に活用いたしました。

■平成26年度の緑の募金額は約3,450万円

皆様のご協力により約3,450万円(前年比97%)の募金が寄せられました。ありがとうございました。

■平成27年度の募金活動は4月15日から

平成27年度の募金期間は、春期4月15日～5月31日、北海道緑化募金6月1日～6月30日、秋期9月1日～10月31日となっております。引き続きご協力くださいますようお願いいたします。

募金の使途

平成25年度 募金総額 **36,004,905円**

市町村緑化事業助成	18,390,158円	市町村の緑化活動に助成・156団体
募金協力団体緑化事業	1,083,989円	募金協力団体の緑化活動に助成・11団体
一般公募事業	1,479,830円	ボランティア団体の緑化活動に助成・39団体
東日本大震災復興支援等事業	2,385,000円	全国の団体と共同で実施
当会単独緑化事業	1,419,790円	企業の森づくり支援
緑の募金推進活動事業	11,246,138円	募金活動、緑化コンクール、募金PR活動等

編集後記

Gift 62号をお届けします。昨年は、幼稚園、保育園の子ども達と一緒に行事が行われ、たくさんありました。そして、森林と深く関わりながら幼児教育に取り組んでいる幼稚園、保育園がたくさんあることも知りました。このうち2つの幼稚園、保育園の取り組みを特集で紹介させていただきました。「森育」を始めてから、子ども達自らの新しい発見や不思議さの気づきの多さに私達教師が驚いていますという先生の言葉です。

緑化活動啓発作品コンクールで北海道知事賞に輝いた千歳市東千歳中学校の室澤はるかさんの作品が、全国のコンクールでも農林水産大臣賞を受賞しました。全校生徒わずか7人の学校ですが、一昨年も農林水産大臣賞を受賞するなど、この生徒の作品は毎年高い評価を得ております。

お忙しい中、玉稿をお寄せくださいました道路工業(株)の中田社長、KEM工場の輝山様、本当にありがとうございます。本誌同様、北海道森と緑の会は多くの皆様から支えられて活動をしています。ありがとうございます。(Y.S.)

みどりの
Gift [ギフト]

緑の栄光 NO.62
平成27年3月1日発行

発行 / 公益社団法人 北海道森と緑の会
〒060-0004
札幌市中央区北4条西5丁目 林業会館内
TEL. 011-261-9022 FAX. 011-261-9032
URL / <http://www.h-green.or.jp/>
MAIL / morimidori@h-green.or.jp